

令和6年度那覇西高等学校普通科2学年修学旅行企画提案応募要領

この要領は、令和6年度沖縄県立那覇西高等学校2年普通科国内研修に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

1 研修概要

(1)研修名

令和6年度沖縄県立那覇西高等学校普通科2学年修学旅行

(2)研修実施期間

令和7年1月14日(火)～1月17日(金)

(3)研修内容

「令和6年度沖縄県立那覇西高等学校普通科2学年修学旅行」企画提案仕様書参照

2 応募資格

(1)旅行業法施行規則第1条の2に規定する旅行業登録を行っており、受注型企画旅行契約を取り扱える者であること。

(2)過去2年間に、類似事業の実施、または海外留学・研修に関する活動実績を有すること。

(3)沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有する団体等であること。

(4)*1地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。

(5)県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項(昭和47年7月20日告示第69号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7)自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)

②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※(7)については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。

3 応募の手続き

企画提案応募要領等の配布：沖縄県立那覇西高校および沖縄県立那覇西高校ホームページ

- ①配布・掲載期間：令和6年4月17日（水）～4月26日（金）
- ②配布・掲載場所：沖縄県立那覇西高校および沖縄県立那覇西高校ホームページ

4 企画提案書の内容について

- (1)仕様書の内容に沿っていること。
- (2)一人あたりの金額が明記されていること。

5 企画提案書等の体裁について

原則としてA4版横置き、左上1箇所綴りとする。

6 企画提案応募申請書の提出期間

- (1)提出期限：令和6年4月22日（月）～5月2日（木）16時まで
- (2)提出方法：持参または郵送（郵送の場合は5月2日（木）必着）
- (3)提出先：沖縄県立那覇西高校1階事務室
- (4)問い合わせ先：那覇西高校2学年主任 島袋俊哉 電話 098-858-8274（代）
Mail：shmbkrto@open.ed.jp

7 提出書類等

- (1)企画提案応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】・・・・・・1部
- (2)企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】任意様式・・・・・・5部
- (3)見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式・・・・・・5部
- (4)過去2年以内の修学旅行実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・任意様式・・・・・・5部

- 8 企画提案プレゼンテーション日時 令和6年5月9日（木）16時～
場所：那覇西高等学校会議室

9 選定方法

応募のあった提案については那覇西高校修学旅行委員会にて選定し、優先交渉権者を決定する。その結果は応募者へ通知する。

また、必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立て等は受け付けないものとする。

10 その他

- (1)提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (2)提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (3)本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとする。
- (4)本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。
- (5)問い合わせに対しての回答は、全応募社へ回答（連絡）する。